

【研究論文①】

英国バナードス (Barnardo's) からみた スペクトラムな里親養育 「家庭養育」再考のヒント

安藤 藍*

本稿の目的は、「里親であること」を比較文化的な視点から捉え直す基礎資料を提示することである。政策上家庭養育推進に舵が切られる一方、実親・再婚した親、里親、ステップファミリー等「複数の家族の絆」に属する家族観が、日本の福祉現場では完全に受け入れられてはいないという指摘もある。日本の里親養育は、法律婚夫婦によるごく少数の里子の長期養育が多く、生みの親元に戻るか養子縁組までの短期間の養育が一般的である海外に比して「単一の家族」像を維持しているようにもみえる。

多様な「里親であること」の可能性を探るため、英国の里親支援機関でインタビューを行った。その結果、里親養育がスペクトラムのように幅広く提供されること、長期里親であっても子どもの実親を尊重する認識とそれを支える社会的共同親の理念・支援体制等が明らかになった。さらに、独身者や性的少数者の養育者もアセスメントプロセスで排除されないこともわかった。

キーワード：里親養育、バナードス、社会的共同親

1. はじめに

本稿は、2019年度の英国里親支援団体ヒアリング資料を用いて、里親のあり方に多彩なグラデーションを示す基礎資料を提供するものである。本稿を通じて、日本で一枚岩に扱われがちな里親のあり方に対し、限られたデータながら比較文化的に「里親であること」を捉え直すヒントを得るものとする。

里親を含む日本の社会的養育関連の政策動向においては、国際的にも里親委託が低調であり、子どもの権利擁護の上でも国連子どもの権利委員会の指摘を受けてきた経緯から、家庭養育を推進する動きがみてとれる。研究面でも里親制度の啓発、フォスターリング機関の立ち上げ、里親支援ソーシャルワーク等里親支援の充実をはかるため、児童家庭福祉分野での里親支援の研究がさかんである。これに対して、家族社会学分野の実証研究（和泉，2006；安藤，

* 千葉大学教育学部

2017; 藤間, 2017; 野辺, 2018 等) は, 代替養育における家族像や血縁の問い直しをはかる視点を内包してきた。里親養育の主流は「法律婚夫婦が自身の子育て後の, あるいは不妊治療後の子どものいる人生のひとつとして里親登録につながり, 1人か2人の子どもを長く措置解除後まで育てるような養育のあり方」であり, それは制度改革の中でも大きく変わってはいない¹。津崎 (2020) が海外の知見をひきながら指摘したように, 日本の福祉現場において家族はひとつだという「単一の家族の絆」に高い価値をおき, 実親・再婚した親, ステップファミリー等「複数の家族の絆」に属する家族観が十分受容されていないことは, 里親委託や養子縁組が妨げられてきたことと無関係ではないだろう。本稿は英国の里親とソーシャルワーカーのヒアリングをもとに, 単一の家族にとらわれない里親であることの可能性を示したい。

2. 調査先の特徴について——英国とバナードスの位置——

本稿で英国に着目する理由は以下の通りである。生みの親元に戻るか養子縁組するまでの短期間の養育が国際的にも一般的である里親制度において, 英国では古くから日本と近い「長期里親 (long-term fostering)」が一定の地位を得

ているため, 比較しやすい点である。また, ほかにも里親の種類は複数あるが, それぞれのすみわけと当事者らの養育経験の解釈はどのようになっているのか, 探索的研究が期待できるのではないかと考える。

英国の里親の種類には, 緊急, 短期, 長期のほか, フルタイム (full-time) 養育者のレスパイト, 養子縁組を待つ乳幼児の委託, 親子委託や裁判を待つ間あずかる里親もある²。Fostering にかかわる機関には, 日本の児童相談所にあたる地方自治体 (Local Authority) の CSC (Children's Social Care) に加え, 数多くの民間機関, すなわち独立型里親支援機関 (Independent Fostering Agency / independent children services provider) がある。独立型里親支援機関は里親募集, 認定から研修, 委託後のケアまで措置以外は担うことができる。CSC は子どもを里親委託等するとき, 地方自治体に登録する里親にあずけるだけでなく, 子どものニーズによっては民間機関の里親委託サービスを買う。一般には地方自治体よりも独立型里親支援機関の方が, 支援する里子の年齢が比較的高い, トラウマ等が重い, といった専門的な里親委託を提供する。バナードスもそのひとつであり, 人身売買の被害など搾取された子どもを特に対象とするような種類の里親委託も行う。

バナードスは英国において最も歴史のある里親支援機関であり, チャリティ団体である。英国で Dr. Barnardo による設立以降 150 年以上にわたって, 社会的養護に限らず児童福祉領域の支援をリードしてきた存在といえる。1970 年代には大規模施設運営から家庭での養育支援に移行し, 現在は社会的養護のほか障がい児

1 里子および里親の概況は, 児童養護施設入所児童等調査結果によれば, 委託児童数は1人が最多で76.1%を占め, 平均委託機関は4.5年とはいえ5年以上にわたる児童も35%である。児童の今後の見通しは保護者のもとへ復帰予定は1割にとどまり, 68.7%が自立まで里親家庭で養育予定, 12.2%が養子縁組を予定している。障がいをもつケースもある。里父母の年齢は60歳以上が約3割, 50代約3割(里父27%, 里母32.6%)と中高年が多い(2018年2月1日時点)(厚生労働省子ども家庭局, 2020)。里親の種類は, 養育里親/養子縁組希望里親/専門里親/親族里親の4種類あるが, 自治体によって割合は異なるものの養育里親や養子縁組希望里親が多く, 専門里親研修を受け専門里親を兼ねる者もある。

2 remand fostering といい, これについては安藤(2020)を参照のこと。

サービス、子育て支援サービス、セクシュアルマイノリティやホームレスの若者支援など、実に幅広いサービスを提供している。

筆者は2019年8月19日から22日にかけて、共同でバナードスの里親支援部門バーミンガム事務所、地域子育て支援を担うChildren's Centre、養子縁組部門のAdoption plusを訪れた。本稿で使用するのは、里親支援部門の里親3人およびディレクター・ソーシャルワーカー4人、Adoption plusのディレクターのヒアリングデータの一部である。

3. 報告内容

日本でながらく一般的であったほぼ養子縁組に近い里親養育は、海外でも同様に一般的というわけではない。以下では、「法律婚夫婦が自身の子育て後の、あるいは不妊治療後の、子どものいる人生のひとつとして里親登録につながり、1人か2人の子どもを長く措置解除後まで育てるような養育のあり方」を相対化する視点を導きの糸としデータを示す。

3-1. 里親の種類や里親キャリアの意味

● スペクトラムとしての里親養育

バナードスでは、長期(long-term)、短期(short-term)、緊急里親(emergency)は総称して「generic fostering」と呼ばれている。remand fosteringはこれに含まず、性的被害に遭った／遭いやすい子ども(sexual exploitation)、主にアフガニスタンやシリアから親を伴わず子どもだけでやってきた移民希望の子ども(unaccompanied asylum)など支援度の高い子どもたちを養育する種類の里親である。ショートブレイク里親(short-break)は、実親やフルタイムの養育者の休息等の間、短期間レスパイトであずかるものである。加えて、障がいのある子どもで実親と住んでいるが、親にも

レスパイトが必要なことから、おじさん、おばさんの家に行く感覚で里親のもとに週末に行くような特別なshort-breakもあるという。司法のもとにある子どもや親のいない移民希望の子どもなど、日本では里親養育の対象とならないケースも多々含んでいる。里親支援ソーシャルワーカー(語り紹介ではSWrと記す)は以下のように語った。

SWr1: 里親さんのもとで暮らしても毎週のように実親と会う子どももいれば、実親とのコンタクトもなくずっと同じ里親さんと暮らしているような子どももいます。つまり一応里親というポジションで子どもを養育しているけれど、永久的に自分の子として養育するようなパターン³ですね。私たちはそれを永久里親(permanent foster care)と呼んでいますが、それは養子縁組と同じようなものです。このように、里親里子といっても幅があり、すべて含んだスペクトラムがfosteringなんです。

● career path —— ステップアップではなく関心の焦点化 ——

数ある里親の種類の中で、どの種類の里親を選ぶか。またある種類の里親から別の種類へ変更する場合とは、里親たちにとってどんな意味があるのだろうか。

SWr2: 地方自治体の里親からスタートして経験を積むといったように、里親が経験を積めば積むほど、自分が何を求めているのかがわ

3 なぜこうした永久里親として育てる選択肢があるかという、養子縁組に行くには子どもの状態がチャレンジング過ぎ、さらに養子縁組するとバナードスや自治体からの専門的サポートが十分得られないため、里親のまま養子縁組のように育てるのだという。

かるようになると思います。たとえば、remand サービスをみてこれをやってみたいと思うかもしれないし、short-break や障がい者支援もやってみたいと思うかもしれません。何に関心があるのか、その人たちの興味がクリアになるのでしょうか。

里親キャリアをステップアップしていくものとみなすよりも、子どもたちの実情を知る中で自分の関心に合うあり方を選んでいくようになるものといえる。バナードスの里親の中でも remand fostering は、里親養育の中でトップレベルにあたる。remand fostering に移ったニールさん、そして年を重ねてからショートブレイク里親を始めたアンさんの語りから、長期、短期、レスパイトという種別の違いと養育態度の違いをみてみよう。

● **ニールさん** —— long-term, remand fostering 里親歴計 34 年 ——

ニールさんはバナードスの里親として 34 年の経歴をもつベテランである。長期里親として 6 人を養育し、うち 4 人は 9 歳、あるいは 10 歳から委託され 10 年ほどともに暮らした。現在その 4 人はニールさんの自宅で同居こそしないものの、往来があり家族の一員として関係が続いているという。ニールさん夫妻は、年齢を重ね長期里親として若者にかかわり続けるのが困難になったこと、バナードスと継続的に活動したことから、委託期間の短い remand fostering に移った。子どもや若者を見るという点では長期里親時代と同じだという。長期里親時代に心がけていたことは、「自分の実の息子と同じように育てることをまず心がけ、里子と実子をわけたりしない」「家族の一員として接するということ」と言い、日常生活でも実子と同じような態度で子どもに向かい合うことを

繰り返し述べた。

ニール：毎日の生活の中で気をつけることは会話だと思っています。自分がどう考えているのか、意見を言えるように質問するとか巻き込むような取り組みっていうのを、日常会話の中で心がけていました。トラウマがあるかないかといったことではなく、自分の子どもにするのと同じようにね。

ニールさんの言う実子と同じというのは、実子と同じように接することであって実親に換わることは別である。たとえば、long-term の里子たちは学生の頃、学校では里親たちのことをお父さん、お母さんと呼んでいたが、実際にニールさんと呼ぶときには「ニール」と名前と呼んでいたという。ソーシャルワーカーらによれば、長期里親に対しては、子どもたちと里親に実親をどう表現したいか考えてもらうのだという。

● **アンさん** —— short-break, 里親歴 8 年 ——

続いてショートブレイク里親のアンさんである。ふたりの子どもたちは中年になって、大きくなった孫たちは実家を離れ遠方に住んでおり、連絡も頻回ではない。家が空^{から}のゆりかごのようだった。アンさんと夫は里親について関心はあったが、ふたりともフルタイムで働いてきた上、高齢者といわれるカテゴリーに属する自分たちにはもう里親はできないのではないかと考えていたという。地元^{から}の市で催されたイベントに参加し、自治体のワーカーからまだ年齢的にもできることがあると気づかされ、興味をもった。バナードスを選んだのは、トレーニングとサポートの充実さのためだそう。体力的なことから、5 歳以下ではない方がよいということになり、これまで 4 人の里子をあずかって

きた。バナードスに登録する里親のレスパイト (internal), internalに限らず実親のレスパイト (external) も行い、地域のフルタイム養育者を支えている。アンさんの語りとSWrの応答は以下のようなものである。

アン：ショートブレイク里親になって早い段階で気づいたことのひとつなんですが、フルタイムの里親さんや実親さんとの良好な関係がとても大事だということですね。子どもを長期的にケアする人との関係が、私たちにとって、子どもとうまくやっていく鍵になるんです。何か直面する事態になったときに備えておくためにも。

SWr3：ショートブレイク里親は、フルタイムの養育者が作った普段のルーティーンを再現するように、同じようなルーティーンを維持しなければなりませんよね。

フルタイムの養育者——それが実親であっても里親であっても——の日常を理解し、かれらとの良好な関係があつてこそ、情報も共有できてこそ良い養育につながる。実親家庭、里親家庭問わず危機的状況に陥った場合に、まず子どもを移す場所としてソーシャルワーカーたちが検討するのはショートブレイク里親 (“regular short-break carer” という言い方をしていた) である。日本でいうところの一時保護のような役割である。保護する事態になつても、日頃から子どもが知っているショートブレイク里親のもとの方がよい。そうして一時的に保護し、1週間から数週間、フルタイム養育者にゆとりをもたせたり、そこから別の里親委託等もありうるという。あくまでそのショートブレイク里親の可能な範囲であるが、フルタイムの養育者 (実親でも里親でも) を支える存在としてアンさん

も自身をよく認識していることがわかる。

3-2. 実親子関係維持と実親に対する意識

代替養育は実親のもとで再び親子が生活できることをまず目指し、ケースによって最適な実親家庭と子どもの距離感を模索してゆく。しかし理念と裏腹に実態は様々で、実親支援は長年の課題といえよう⁴。他方英国では、裁判所命令によって実親とのコンタクトの回数や期間が決められている。都度の面会に際し、里親に日々の養育の報告義務は基本的にないという⁵。里親は措置権のある自治体のソーシャルワーカーやバナードスのソーシャルワーカーと連絡を取り合っており、必要があれば自治体のソーシャルワーカーから裁判所に報告があがる。実親子の交流は自治体のソーシャルワーカーが担当するため、バナードスは自団体に登録する里親のあずかる里子の実親に対してコンタクトすることは基本的にないという。

そのほか理念的な日英の相違点として、英国での社会的共同親の理念、親は実親という絶対のポジション (里親談) がある点は述べておく

4 現在、社会的養護のもとにいる子どものほとんどに親族がおり、いわゆる孤児は少ない。厚生労働省が5年おきに行う「児童養護施設児童等調査」は、里親家庭の状況や社会的養護への措置児童に関する調査で、この最新版 (令和2年1月に公表された平成30年2月1日時点) によれば、里親委託になった当時の子どもの78.4%に両親かひとりの親がいる。里子のうち両親ともいなかったり不明でも、祖父母やおじ・おば、きょうだいが保護者である場合が6割を超える。しかし、里親委託時点でいた家族との関係は、「交流なし」が70.3%、「交流あり」でも一時帰宅するケースは6.7%にとどまり (児童養護施設では33.8%)、面会しているのは17.2%、電話・メール・手紙は4.2%だった。このような実の家族との関係は、子どもの委託の見通しとも関係がある。里子の今後の見通しのうち「保護者のもとへ復帰」はわずか10.2%、一方「自立まで現在のままで養育」68.7%、「養子縁組」12.2%と当該里親家庭で長期にわたり養育が見込まれている。

5 ニールさんによると。メモ程度はとるといふ。

べきだろう。社会的共同親というのは、英国で戦後社会的養育の根底を支える理念であり、人々はみな共同親業に参加すると考える。

実践上、実親と子どもとのコンタクトが困難であることは日本も英国も同様である。実親自身も様々な生活課題を抱えていたり、支援を要するケースも多い。里親自身はあずかる子どもの実親についてどのように認識しているのだろうか？ 長期里親のニールさんとジュリーさん、短期里親のアンさんそれぞれの語り方をみてみたい。まず、ベテランのニールさんの事例からである。ニールさんのあずかった子どもたちほぼ皆、委託当初から措置終了まで実親との接触が継続していた。

ニール：あなたの生みの親は別にいるので、私たちはあなたのお母さんとお父さんではない、ということはかなりクリアに最初から言っていたんです（だからといって愛情が変わるわけではない）。学校では友だちに見せる顔や他の保護者にも見せる顔が違い、わりとうまく別の顔をするので特に問題になったことはないですね。

実親との面会後には荒れたり⁶、別々に養子縁組になった実きょうだいの養親家族の間を行き

6 あずかったある男の子は、6週おきに実親とのコンタクトがあった。ニールさんに送ってもらい日中を両親と過ごし、夜にはニールさんの迎えで里親宅に戻っていた。たとえ日中しか共に過ごさずとも子どもは両親と会うたびに動揺し、面会后数日荒れて非常に大変な状況になるため、落ち着かせるよう腐心するというのを繰り返していた。ニールさんが細心の注意を払ったのは、両親を決して批判しないことだったという。実親を批判することで子どもにネガティブな影響を及ぼすと考えると絶対批判はしないよう心がけていた。それはもう受け入れるしかなく、毎回荒れるとわかっているけどポジティブなことに目を向けていつも通りにしていくしかないという言葉が印象的であった。

来しきょうだいとのかかわりを保つ難しさ⁷があったりと、里親の立ち位置も複雑であった。自治体・民間機関でのソーシャルワーカー経験のある長期里親のジュリーさんの語り方も印象的である。子どもの生みの親についてどう思うかたずねられると、一度どういう意味か聞き返し、「かれら（実親）は親、常に子どもたちの親なのですよ」と述べた。

ジュリー：（子どもが保護されていて）たとえ何もしていなくても、親の役割の一部を保持しているのだから、子どもたちの親であることは尊重しなければなりません。

日本では、長年にわたって養育している里親が「自分たちが母であり父である」と信じたい気持ちをたびたびもつことがある（安藤，2017）。里親が18歳まで長期にわたって養育を担い、生みの親はといえば連絡もよこさない状況もあることを補足すると、日英の実態の相違を知ったジュリーさんは「それはそう（里親たちが、自分たちが親であると認識する）でなければならぬと思いますよ」と共感を示していた。その上で、養子縁組と養育の違い、自治体ワーカーとしての経歴と比して、里親の立ち位置について以下のように語った。

ジュリー：（英国でも）養子縁組の場合はそういう感じはあるかもしれないですね。

7 血のつながった4人の姉妹のいる男の子のケース。「ふたつの家族にそれぞれ2人ずつ姉妹が養子縁組されて、きょうだいの縁組先のふたつの家族のもとを行ったり来たり、3ヶ月おきにしてたんです。それはちょっと妙で、子どもたちの血がつながっているというだけでそんなに知らない家族と交流するわけですね」（ニール）。ニールさんの実感としては、子どもが実家族（実きょうだい関係）をキープするためにコンタクトを続けるとはいえ、間に入る大人としては難しい立場のようであった。

も里親養育はかなり違います。里親養育は実親と共に、親のためにも行うものです。親に目も配るし、日常的なケアをするという立場です。

ジュリー：かつてのソーシャルワーカー時代のように仕事のようなもので、それがベストな方法だと思いますよ。（社会的共同親の考えからして）実親や里親が日々の養育をしている限り、地方自治体もまた親であることの一部を担っているわけだから。

英国の社会的共同親の概念では、親であることの一部を地方自治体、一部を親が担っていると考える。そのため、ジュリーさんは自治体の機能を部分的に担っているという認識、彼女がソーシャルワーカーとして働いていた頃のようなプロフェッショナルな立場で、里親としての自身を捉えているということであった。ジュリーさんの場合は自治体ワーカーという経歴が大きく里親としての役割認識に影響していると推察されるが、社会的共同親の概念は里親の立場を規定する理念的基盤である。日本の長期里親は英国の養子縁組と感覚的に近く、英国の一般的な里親養育とやや異なる感覚になることがうかがえる。

ジュリーさんとの会話を聞いていたベテラン長期里親のニールさんは、実親の心情を付け加えてその対応について話してくれた。

ニール：実親としても、養育者としての自分の立場が脅かされると感じて、里親さんのことを敵視する場合もありますね、コンタクトがあると。“あんな里親の言うこと聞かなくていい”，“あなたの本当の親は私なんだから、僕なんだから”などと言ってくる人もいるわけです。そういうとき、里親としては基本的

に、“うちではこういうふうと一緒に色々考えて問題解決していきたいんだよ”という感じで大人な対応をすることにしています。そこで議論したりはしません（でもそういうことを言ったり敵対的な態度をとる実親はたくさんいる）。

ニールさんが語ったような実親の言動は日本でも同様に見聞きされる。しかし、英国では実親子の交流は裁判所命令という司法関与によって決まり、社会的共同親の理念上里親は親であることの一部を担う。このような枠組みのもと、里子は実子と同様であるが実親は別にいると明確に意識する里親の認識が醸成されるのであろう。

3-3. 里子の自立—— Staying Putの位置づけ——

本項で取り上げるのは子どもたちの「自立」に関するトピックである。日本では措置延長により18歳を超えて20歳、大学等在学中であれば22歳まで養育できるようになった。しかし、社会的養護から巣立つ若者たちが直面する経済的、心理的な負担は大きく、措置を離れても里親の自助努力に支えられるケースは多い。英国ではLeaving Care Actによって、25歳まで里子を引き続き養育するStaying Putという制度がある。障がいのある子どもであれば生涯にわたって養育可能だ。日本の措置延長のような仕組みだが、ワーカーによれば法律上里子の身分は18歳までだという。国の統計では、18歳の誕生日に世話をやめ、「Staying Put」を利用して元里親と一緒に暮らしていた19歳と20歳の元里子の割合は、2019年の26%から2020年の28%へとわずかに増加した。Staying Putを利用していただけ、その理由は何だろうか。

SWr1：（バナードスのような独立型Fostering機関の手を離れるため）私たちに正確なところ

はわからないのですが、見聞き可能な範囲で言えば、Staying Putを利用して子どもを継続的にみているケースはごくふつうの家族と同じように過ごしています。子どもたちが20代半ばになるまでは、大学に通ったり休暇に戻ってきたり、家を出たり、戻ってきたりしているかもしれません。一般家庭の家族と同じようなサポートやつながりを維持するだけです⁸。

このようにワーカーの感覚では、Staying Putを利用する里親に何か一定の傾向・パターンがあるわけではないが、経験上子どもの措置年齢には傾向はありそうだという。18歳以降の支援はバナードスでは行っていないので、全容は把握できてない。あくまで経験則で調査したわけではないと前置きした上で、バナードスの支援する子どもの中でも低年齢——8, 9, 10歳ぐらいまで——で措置された子どものほうが、里親が愛着関係を形成して受け入れる可能性が高いと思われるそうである。14, 5歳ぐらいで措置された子どもは実親のもとに帰っており、かれらが18歳を超えての延長はなかなかないのでないかとのことである。ニュアンスを付け加えると、日本で進学や就職、通院等の支援を続けるいわゆるふつうの家族、のようなかわりをしてくれる里親もその25%に含まれている。里親制度の規定によれば18歳で法的な里子の身分はなくなるため、自治体によってはボランティア的に金銭的支援が出るものの、どう子どもにかかわるのかはケースによって選択の余地があり養育者次第なのだ。バナードスのワーカーのひとり、Staying Putの利用は23歳ぐらいまでをすすめているという。

.....
8 とりわけ英国都心部では住宅費が高額のため、実子であっても20代のうちは実家に住むことがある状況を指す。

3-4. 異性愛夫婦ではない養育者——ジュリーさん、Adoption plusでの養親選定——

英国政府HP "Becoming a foster parent" には、里親になるにあたり年齢やエスニシティ、ジェンダー、婚姻状況、宗教、性的指向等によって評価されることはないと明記される。本項では単身で里親になったジュリーさんの語り、バナードスで養子縁組部門を担当する「Adoption plus」の視察をもとにする。

長期里親になって間もないジュリーさんは、社会的養護のもとにいたことがある。大人になり、シングルで実子たちを育て、地方自治体・民間機関でソーシャルワーカーとして勤務してきた。

ご自身も施設や里親による養育経験があったため、幼いときからこうした代替養育を必要とする子どもの存在をよくわかっていた。「お返ししたい」という気持ちがあり、いつか里親になりたいとずっと思っていたそう。ソーシャルワーカーを経て、バナードスで里親になることを選んだ理由は、チャリティーで歴史のある団体であり、良い評判を聞いていたからだという。長期里親になって4ヶ月、初めて委託されたきょうだい児は、ジュリーさんが3件目の里親家庭だ。年子でけんかや様々な気になる行動があったことから、前の里親さんがギブアップしたケースだという。

ジュリー：虐待やトラウマの経験があって明らかにきょうだいは行動が似ていますね。とくに下の8歳の子は学校での問題行動もすごいので、養育者としては非常に難しい子だと思います。

こうしたハンディのある子どもたちが新人里親でかつ単身のジュリーさんのもとにあずけら

れたのは、彼女自身のソーシャルワーカー経験、仕事仲間とのネットワーク等の経歴・資源、スキルが見込まれているのは言うまでもないだろう。しかし、彼女の個人的背景にのみ焦点化してシングルの里親の成立を語るのは早計である。バナードスでは、トラブルがあれば少なくとも1ヶ月に1回はソーシャルワーカーの訪問、きょうだいの生育歴を鑑み週1回のセラピーを受けることができ、夏期休業のような学校が休みの期間にはサポートワーカーたちが子どもたちをお出かけに連れ出してくれるという。このきょうだいは福祉とかかわって長い歴史があるため、地方自治体のソーシャルワーカーなど色々な人が関与しているという。こうした幾重のサポートのもと、ジュリーさんは単身といってもごく自然体で養育を始めている。

Adoption plus⁹ —— 子どもと養親のセクシュアリティ等 ——

今回の視察ではセクシュアルマイノリティの里親には会えなかったが、バナードスの養子縁組部門である Adoption plus で、ゲイカップル等がセクシュアリティにかかわらず養親候補としてトレーニングを受け、子どもを縁組している実態があると聞くことができた。Adoption plus のセラピストは、「(養親の) エスニシティは考慮するけれど、性的指向は関係ないですね。説明してディスカッションはします」と語った。視察時点で、Adoption plus では3組のゲイカッ

プル、また3人のシングルの養親がいるそうである。

英国では、同性カップルの養子縁組は2002年から法律でサポートされ、2010年からは差別的な行為は違法となった (Adoption plus)。2020年のイングランドの養子縁組の約17%——おおよそ6分の1——は同性カップル¹⁰の養親に、11%はカップルではなく単身の養親によるものだ (GOV.UK)。アセスメントにおける性的指向、宗教、民族の違い等への考慮は、これまでも議論されているテーマである。バナードスのLGBT+の養親アセスメントプロセスは、そうではない養親のものと同じだ。様々な背景をもつ子どもたちにとって良い親となれるかどうかアセスメントの基本であり、なぜ養育者になりたいのか、その人の柔軟性や人間関係のよさ、感情を理解して話すことができるか、などを支援機関側はよく知ろうとするのだ (Adoption plus)。英国の実践現場でポピュラーなアセスメントガイド (Beesley, 2020, pp.188-211) でも、本項で取り上げたようなシングルの里親・養親申請者について言及がある。婚姻状況、性指向や性自認を含んだセクシュアリティばかりでなく、国際養子、エスニックマイノリティや障がいのある里親申請等を同列に挙げ、そうした人々をすべての養育申請者と同じようにアセスメントすべきであるし、また「両親のいる家族」のような一様な特徴より子どものニーズにもとづいて適切な家族を見つけ委託するべきという指摘は注目に値しよう。

4. おわりに

社会的養育は、実態としての様々な家族の態

9 Adoption plus はバナードスの養子縁組支援機関であり、セラピューティック・ボランティアな機関である。深刻なトラウマのある子どもの縁組に特化している特徴がある。養子になる子どもの平均年齢は5歳ほどであるが、非常に深刻な環境にあった赤ちゃんもいる。2008年に設立後、2011年からドラッグや重い虐待の影響を受けた子どもたちを縁組し始め、2019年調査時までには25人が養子縁組した。養子縁組後も1年に1回は任意であるがアセスメントの機会があり、ほとんどの養親子が参加する。

10 トランスジェンダーやバイセクシュアルの人々はセンサスに含まれていない。なお2013年7月のThe Royal Assent to the Marriage (Same Sex Couples) Actにより、2014年夏から同性婚が可能となっている。

様と、理念的な「家庭」なるものとの深い溝に翻弄されながらも、「家庭」を理念として掲げざるを得ないジレンマを抱えている。代替養育における家族像の問い直しをはかる家族社会学分野の実証研究は、なぜ里親たちが「家族」を志向するかそのメカニズムの一端を明らかにし(安藤, 2017), 施設養護から社会的養育に埋め込まれる家族主義を指摘等してきた(藤間, 2017)。今回取り上げるデータは限られたものであるが、英国の里親らの語りをもとに、里親養育といえども非常に幅があり、養育者としての認識がいかなるものかを部分的には提示してきた。日本の社会的養育改革は近年大きな動きを見せるが、現行の社会的養育のあり方を所与として今後の家庭養育を構想するのではなく、子どもたちを中心に里親、実親、ソーシャルワーカー、地域住民等の共同親業へとつながるものでありたいものである。

【付記】

Brenda Farrellさんをはじめとするバナードスの皆様、視察をアテンドして下さった立命館大学の徳永祥子さんに、心より御礼申し上げます。本稿で取り上げた調査は、「子どもの逆境と支援をめぐる多様な語り子ども支援から見た社会の構想の研究」(課題番号 18KT0032), 「里親委託支援システム構築に関する研究——日英比較研究から——」(課題番号 17K13896), 「里親経験の社会的解明——日英の事例から——」(課題番号 17K17988)によるものです。

▶文献

Adoption plus HP. Retrieved from <http://www.adoptionplus.co.uk/> (2021年10月8日閲覧)
 安藤藍 (2017). 里親であることの葛藤と対処——家族的文脈と福祉的文脈の交錯—— ミネルヴァ書房
 安藤藍 (2020). 英国のRemand Fosteringからみる児童福祉と少年司法の連携可能性 人文学報, 516, 25-43.

Beesley P. (2020). *Making good assessments: A PRACTICAL RESOURCE GUIDE 4th edition*. UK: coram BAAF.

Government UK HP “Becoming a foster parent” <https://www.gov.uk/becoming-foster-parent> (2021年7月18日閲覧)

Government UK HP, Data catalogue, National - Children looked after who were adopted - number, gender and legal status of adopters, <https://explore-education-statistics.service.gov.uk/data-catalogue/children-looked-after-in-england-including-adoptions> (2021年10月8日閲覧)

和泉広恵 (2006). 里親とは何か——家族する時代の社会学—— 勁草書房

厚生労働省子ども家庭局厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 (2020). 児童養護施設入所児童等調査の概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf> (2021年12月18日閲覧)

日本財団 子どもたちに過程をプロジェクト (2020). 津崎哲雄氏インタビュー「ガラパゴス化を超えて——日本における児童ソーシャルワークの確立へ」 <http://nf-kodomokatei.jp/interview/%E6%B4%A5%E5%B4%8E%E5%93%B2%E9%9B%84%E6%B0%8F%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%80%80%E3%80%8C%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83%91%E3%82%B4%E3%82%B9%E5%8C%96%E3%82%92%E8%B6%85%E3%81%88.html> (2021年12月25日閲覧)

野辺陽子 (2018). 養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか—— 新曜社

藤間公太 (2017). 代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う—— 晃洋書房

UK Gov. HP, Reporting Year 2020 Children looked after in England including adoptions (<https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2020>) (2021年8月31日閲覧)

Barnardo's Perspective on the Foster Care Spectrum

Ai ANDO

Chiba University

Journal of Child and Family Social Work and Psychology 2024, Vol.1, 28-38

Abstract:

This paper provides basic data on the gradations of a foster carer's perception, using data from interviews with an UK fostering agency in 2019.

Mainstream foster care in Japan is "the way in which legally married couples register as foster parents as part of their life with children, after rearing their own or after fertility treatment and raise one or two foster children for a long time until the measures are lifted."

However, a problem has been identified as the view of the family as belonging to "multiple family ties" such as biological parents, remarried parents, foster carers, and stepfamilies is not completely accepted in Japan's welfare field.

These interview data revealed the perceptions of short-term foster carers who support full-time caregivers; and long-term foster carers who respect the role of children's biological parents.

Furthermore, it was discovered that single and sexual minority caregivers were not excluded but were assessed through the same process.

The philosophy of corporate parenting follows this perception.

This paper will reconsider "being a foster carer" from a comparative cultural perspective.

key words: foster care, Barnardo's, corporate-parenting